

## 安心の組合運営に備えた「マンション管理組合役員賠償特約」を新設

2018年7月6日

MS&ADインシュアランスグループのあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（社長：金杉 恭三）は、マンション管理組合役員の賠償リスクへのニーズ拡大に対応すべく、「(積立) 家庭総合保険（マンション管理組合用プラン）」に「マンション管理組合役員賠償特約」を新設しました。

### 1. 開発の背景

近年、マンション管理組合は、築年数が経過したマンションでの区分所有者の高齢化・空室化から役員のなり手不足の問題に直面しています。また、高層化・大規模化によってマンション管理業務が高度化・複雑化することで管理における専門性が必要となっています。しかし、外部の専門家をマンション管理組合の役員に登用するにあたっては、適正な監督や利益相反取引の防止など規定の整備が必要となります。

2016年3月に改正された「マンションの管理の適正化に関する指針」（国土交通省）により、外部専門家が管理組合役員に就任する場合の留意事項が指針に明記され、マンション管理業者等第三者への管理事務の委託やマンション管理における外部専門家の活用が促されています。

また、2017年5月の個人情報保護法の改正で「個人情報取扱事業者」の対象にマンション管理組合が追加され、新たに規制対象となりました。これにより、マンション管理組合においても個人情報の取得・利用・保管・開示についてルールを定め運用することが求められるようになりました。

このような状況を踏まえ、管理業務の外部専門家への委託に向けた環境整備や、管理組合役員が抱える監督義務違反を理由とする損害賠償リスクおよび個人情報漏えい事故への備えとして保険加入のニーズが高まっており、本特約を新設しました。

### 2. 新特約の概要

- (1) 特約名  
マンション管理組合役員賠償特約
- (2) 対象商品  
マンション共用部分賠償（示談代行なし）特約をセットした「(積立) 家庭総合保険（マンション管理組合用プラン）」
- (3) 補償内容

保険金の種類	補償の内容	支払限度額
マンション管理組合役員賠償保険金	管理組合の役員が管理規約に規定する業務に係る行為に起因して、居住者等から損害賠償請求を受けたことにより負担する損害賠償金を補償 ※身体の障害や財物の損壊を伴わない経済的損失に対する損害賠償を補償します。	1事故あたり 500万円
初期解決費用保険金	損害賠償請求がなされるおそれのある状況を解決するために、本訴提起前に被保険者が支出を余儀なくされる費用を補償	1事故あたり 10万円
情報漏えい対応費用保険金	個人情報漏えい事故が発生した場合の対応費用を補償 ＜情報漏えい対応費用とは＞ ・通信費またはお詫び状の作成費用 ・謝罪のために被害者に対して支出する「見舞金」「金券の購入費用」「見舞品の購入費用」	1被害者あたり 500円 1事故あたり 100万円

(注1) マンション管理組合役員賠償保険金と初期解決費用保険金を合算して500万円が限度となります。

(注2) 初期解決費用保険金と情報漏えい対応費用保険金と同時に支払われる場合は、情報漏えい対応費用保険金のみお支払いします。

(4) 想定される事故事例

○Aマンションの会計担当理事が修繕積立金を横領。理事長と監事はその横領に気づかなかつたことに対して監督責任を問われた。理事長と監事は管理組合から提訴され、損害賠償金の支払いを命じられた。

○理事長が所有するパソコンがウイルスに感染し、搭載していた入居者名簿が流出してしまった。入居者宛にダイレクトメールが届くなどの被害があり、対応費用が発生した。

(5) 発売時期

2018年7月1日以降保険始期契約から販売開始

以上